

2024.07.22 現在

**国立大学法人に対する個人寄附の
税額控除に係る証明
～申請の手引き～**

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

1. 税額控除制度について

概要

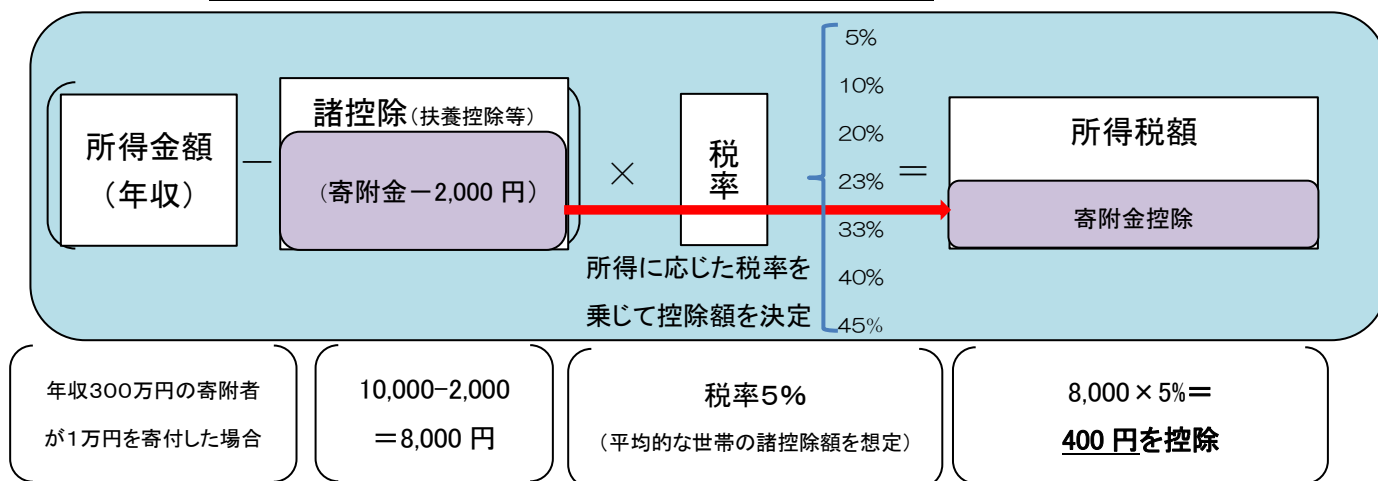
国立大学法人へ個人が寄附をした場合の税制上の優遇措置については、平成 28 年度税制改正において、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)が改正されたことに伴い、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金を個人が支出した場合の、税額控除の仕組みが創設され、令和6年度税制改正において、事業の対象範囲が拡大されました。また、令和2年度税制改正において、税額控除の対象に、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられる寄附金が追加されました。

税額控除制度は、寄附者の所得税率に関係なく、一律に寄附金額の約 4 割を所得税額から控除する制度であり、特に小口の寄附者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附が増え、国立大学において、修学支援事業及び研究等支援事業に充てるための寄附金収入が拡大することが見込まれます。

なお、所得控除制度と税額控除制度のうち、寄附者(納税者)の選択により、どちらか一方の有利な制度を選択することが認められています。

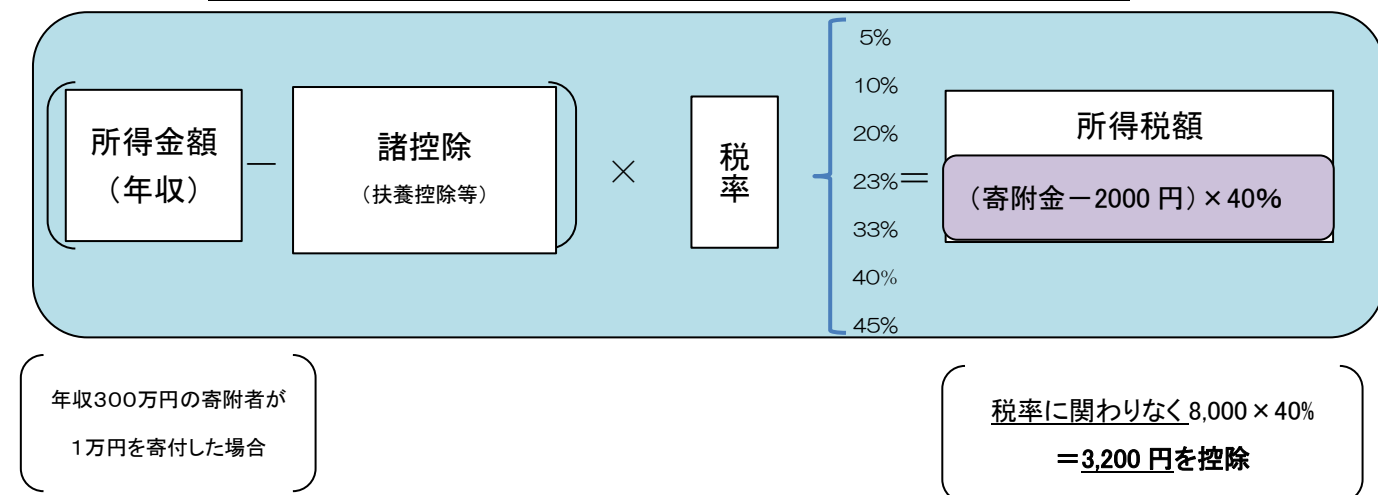
◇所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定。



◇税額控除(平成 23 年度に導入)

各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除。



2. 申請者において必要な準備

(1) 総論

実績判定期間において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

<要件1>

3,000 円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が、平均して年に 100 人以上いること、かつ、寄附金額が年平均 30 万円以上であること。

ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が 5,000 人未満の事業年度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は以下の通り計算すること。

$$\text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数(当該定員等の総数が 500 未満の場合は 500)}}$$

(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号イ(2)の要件)

<要件2>

経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5 以上であること。

(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号イ(1)の要件)

(2) 実績判定期間

実績判定期間とは、申請日の直前に終了した事業年度終了の日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいいます。(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 6 項第 1 号の要件)

(3) 設置する学校等の定員等の総数

- ① 「設置する学校等の定員等の総数」の「定員等」とは、収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるものをいい(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 6 項第 8 号)、同号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則第1条の 17 第3号に掲げる委託児童の定員及び同令第 36 条の 12 第3号に掲げる入居定員とされています(同法施行規則第 19 条の 10 の5第 11 項)。
- ② 定員等の総数の算定にあたり、複数の学校等(①に掲げるものを指し、収益事業や付随事業として保育所等の運営を行っている場合を含む)を設置している場合においては、各学校等の定員等の数を合計して算定します。

(4) 3,000 円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に 100 人以上いること。

年間合計で、3,000 円以上の寄附金を支出した寄附者が、毎年平均して 100 人以上いれば、この要件を満たすことになります。この要件は、各法人で作成する「寄附者名簿」をもとに判定されます。

注1) 5事業年度の間、全事業年度においてこの要件を満たしていなくても、5事業年度の平均値が 100 人以上であれば、要件を満たします。(1 年目:100 人、2 年目:70 人、3 年目:90 人、4 年目:140 人、5 年目:100 人の場合でも、平均して年 100 人なので、要件を満たします。)

注2) 1度の寄附金額が 3,000 円に満たない場合であっても、同一の者からの寄附金額の合計が同一事業年度において計 3,000 円以上であれば、寄附者1人としてカウントすることができます。

(5)-1 修学支援基金の設置

下記①～⑥の税額控除の対象となる事業を管理する基金を設置し、その他の寄附と区分して管理する必要があります。その際、当該基金の用途が下記①～⑥(うち①～⑤は経済的理由により修学に困難がある学生等に対するものに限る。)に限定されていること、当該基金から他の基金に寄附金の流用ができない仕組みが取られているか等について定める必要があります。(租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の要件)

- ① 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
- ② 学資金を貸与し、又は支給する事業
- ③ 当該法人が教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業を負担する事業
- ④ 当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生等に対して手当を支給する事業
- ⑤ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業
- ⑥ 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生等に対するもの

【修学支援基金規程の例】

(寄附の用途の特定)

第〇条 学長又は部局長は、寄附の受入の決定に当たり、寄附者があらかじめ用途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

- 2 前項の場合において、学生を支援する事業に充当する目的と特定された寄附は、第〇条の規定に掲げる修学支援事業基金として個別に整理するものとする。

(修学支援事業基金)

第〇条 学生を支援する事業に充当する目的の寄附を募集し、及び管理するため、修学支援事業基金を置く。

- 2 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。
- 3 第1項に定める基金に関する取扱いに関しては、別に定める。

(寄附金の用途の変更の禁止)

第〇条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附の用途は、変更してはならない。

- 2 修学支援事業基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が法人本部に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとしなければならない。

(修学支援事業基金の使途)

第〇条 第〇条に掲げる修学支援事業基金は、以下の使途に充当するものをもって構成する（学校の入学に関して寄附されるものを除く）。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 学資を貸与または給付するもの
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (4) 各大学の規則で定めることにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの
- (5) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として次に掲げる費用の一部を負担するもの
 - (イ) 当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費
 - (ロ) 民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料
- (6) 障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要なもの（経済的理由により修学が困難な学生等を対象とする事業であることの要件を適用しない）

(5)-2 研究等支援基金の設置

下記①～③(学生(③は大学院に在学する学生に限る。))又は不安定な雇用状態にある研究者を対象とするものに限る。以下同じ。)の税額控除の対象となる事業を管理する基金を設置し、その他の寄附と区分して管理する必要があります。その際、当該基金の使途が下記①～③に限定されていること、当該基金から他の基金に寄附金の流用ができない仕組みが取られているか等について定める必要があります。(租税特別措置法施行令第26条の28の2第4項の要件)

- ① 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- ② 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- ③ 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

【研究等支援基金規程の例】

(寄附の使途の特定)

第〇条 学長又は部局長は、寄附の受入の決定に当たり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

- 2 前項の場合において、学生又は不安定な雇用状態にある研究者への研究等を支援する事業に充当する目的と特定された寄附は、第〇条の規定に掲げる研究等支援事業基金として個別に整理するものとする。

(研究等支援事業基金)

第〇条 学生又は不安定な雇用状態にある研究者への研究等を支援する事業に充当する目的の寄附を募集し、及び管理するため、研究等支援事業基金を置く。

- 2 研究等支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。
- 3 第1項に定める基金に関する取扱いに関しては、別に定める。

(寄附金の使途の変更の禁止)

第〇条 研究等支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

(研究等支援事業基金の使途)

第〇条 第〇条に掲げる研究等支援事業基金は、以下の使途に充当するものをもって構成する。

- (1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- (2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- (3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(6) 情報公開の要件

税額控除対象法人となった後は、以下の書類について、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号口の要件等)。これに加えて以下の「*」を付した書類は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することとしている必要もあります。

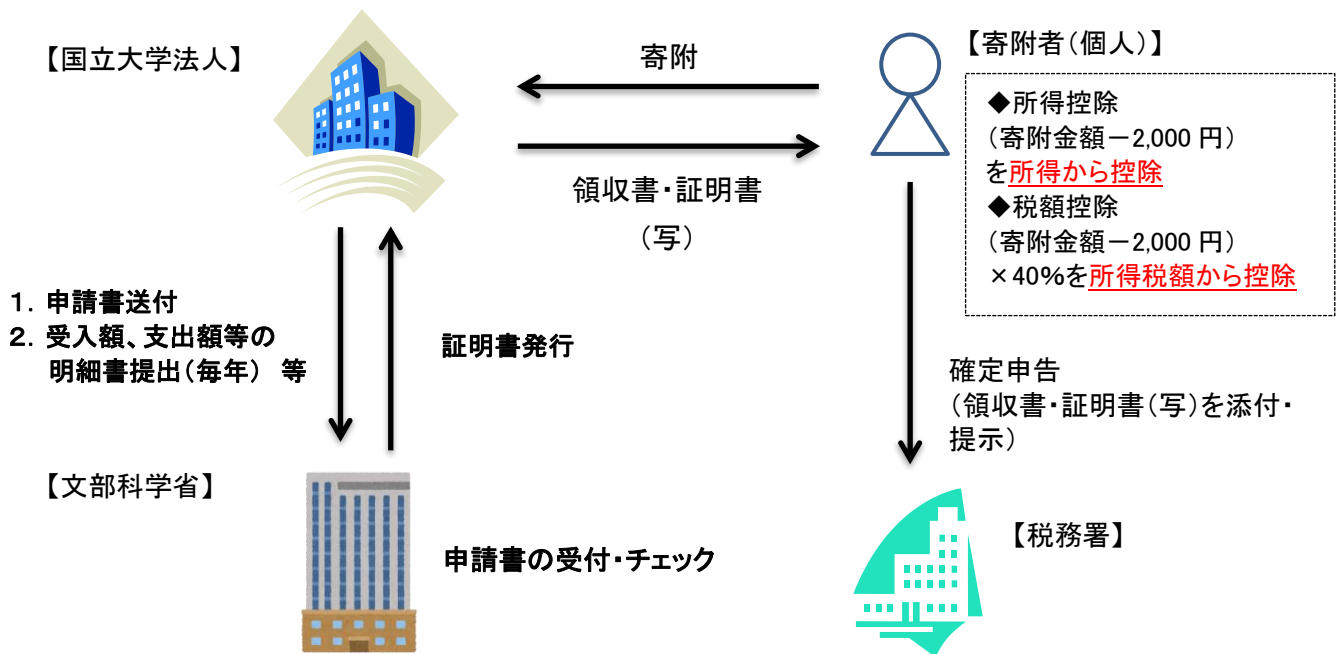
- ・財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告及び会計監査報告 *
- ・役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程 *
- ・寄附金に関する事項等を記載する書類(様式例(「支出した寄附金に関する事項」、「寄附者に関する事項」)あり)
- ・寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(様式例(「寄附金を充当する予定の事業内容等」)あり)
- ・修学支援基金又は研究等支援基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類 *
- ・修学支援基金明細書又は研究等支援基金明細書 *

(7) 書類の保存に関する要件

- ① 寄附者名簿を作成し、これを保存する必要があります。(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号ハの要件)
- ② 告示に基づき、修学支援基金又は研究等支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類を、5年間、当該法人の主たる事務所に保存する必要があります。(平成28年総務省・文部科学省告示第2号第1項第5号及び令和2年総務省・文部科学省告示第1号第1項第4号の要件)

3. 申請から証明までの全体像

個人が国立大学法人に対して寄附をした場合に税額控除を受けるためには、確定申告の際、国立大学法人からの領収書及び当該国立大学法人が税額控除の対象法人であることの証明書の写しが必要となります。税額控除を活用するために、国立大学法人に必要な手続きと個人が国立大学に対して寄附をした場合に、税額控除を受けるための流れは以下のとおりです。



4. 証明書の扱いについて

(1) 証明書発行の新規申請を行う場合

税額控除対象法人としての証明を受けようとする場合、適用を受けようとする年の前年の9月30日までに、文部科学大臣に対して、下記の書類を提出する必要があります。

【提出書類】

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号の要件を確認する書類)

- ・実績判定期間(直近5年度分)の寄附者名簿

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の要件を確認する書類)

- ・修学支援基金名称等確認書類(修学支援基金の名称、管理方法、寄附金の使途を記載した書類、当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類をいう。)

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第4項の要件を確認する書類)

- ・研究等支援基金名称等確認書類(研究等支援基金の名称、管理方法、寄附金の使途を記載した書類、当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類をいう。)

文部科学大臣において、必要な要件を満たしていることの確認をした後、税額控除対象法人としての証明書を発行することになります。下記の期間に当該基金に寄附があった場合、本証明書を寄附者に交付してください。

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号の要件)

- ・適用日から5年間

例) 令和7年1月1日が適用日の場合: 令和7年1月1日～令和11年12月31日

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項及び第4項の要件)

- ・適用日から1年間

例) 令和7年1月1日が適用日の場合: 令和7年1月1日～令和7年12月31日

※租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号の要件に係る証明書の発行は5年に1回となります。証明書の再発行は致しかねますので、各大学で適切に管理いただくようお願いいたします。

(2) 証明書の更新を行う場合

各要件に係る証明書の更新にあたっては、適用を受けようとする年(以下、「適用予定年」という。)の前年の指定する期日までに下記のとおり必要書類等を提出する必要があります。

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号の要件)

適用予定年の前年の9月30日までに、文部科学大臣に対して、実績判定期間(直近5年度分)の寄附者名簿を提出する必要があります。

文部科学大臣において、要件を満たしていることの確認後、証明書の更新を行いますので、更新日から5年間の間に当該基金に寄附があった場合、本証明書を寄附者に交付してください。

(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 3 項及び第 4 項の要件)

①適用予定年の前年の9月30日までに、文部科学大臣に対して、修学支援基金名称等確認書類又は研究等支援基金名称等確認書類を提出するとともに、②適用予定年の前年の6月30日までに、文部科学大臣に対して、修学支援基金明細書(1月から12月までの修学支援基金への寄附金の受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたものをいう。)又は研究等支援基金明細書(1月から12月までの研究等支援基金への寄附金の受入額及び研究等支援基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたものをいう。)を提出する必要があります。

文部科学大臣において、①②を満たしていることの確認をした後、証明書の更新を行いますので、更新日から1年間の間に当該基金に寄附があった場合、本証明書を寄附者に交付してください。

ただし、初回の更新時においては、1年を通じた修学支援基金及び研究等支援基金の受入実績を明らかにすることはできないため、修学支援基金明細書及び研究等支援基金明細書の提出は不要とします。

<証明書のイメージ(修学支援)>

(案)

6 文科高第〇〇〇号
令和 7 年 1 月 1 日

国立大学法人〇〇大学長 殿

文部科学大臣
盛 山 正 仁

税額控除に係る証明書

貴法人が、令和 7 年分の租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 に規定する下記の要件を満たしていることを証明します。

記

- ・租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号
- ・租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 3 項

<本件連絡先>
文部科学省 高等教育局国立大学法人支援課
電話：03-5253-4111 (代表)

【証明書イメージA】

5年に1回発行

(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2
第 2 項第 1 号の要件確認時のみ)

(案)

6 文科高第〇〇〇号
令和 7 年 1 月 1 日

国立大学法人〇〇大学長 殿

文部科学大臣
盛 山 正 仁

税額控除に係る証明書

貴法人が、令和 7 年分の租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 に規定する下記の要件を満たしていることを証明します。

記

- ・租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 3 項

<本件連絡先>
文部科学省 高等教育局国立大学法人支援課
電話：03-5253-4111 (代表)

【証明書イメージB】

毎年発行

(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2
第 2 項第 1 号の要件確認時を除く)

＜令和7年1月1日に適用(更新)を受けようとする場合＞

- ・令和6年6月30日までに基金明細書を、令和6年9月30日までに基金名称等確認書類及び実績判定期間分の寄附者名簿を提出する必要があります(新規申請の場合、基金明細書の提出は不要)。
- ・当省にて租税特別措置法施行令第26条の28の2に規定する要件を満たしていることを確認の上、令和7年1月1日に証明書が発行されます。
- ・寄附者への証明書交付に際しては、令和7年中に寄附を受けた場合は証明書イメージAのみを交付し、令和8～10年中に寄附を受けた場合は、交付年の1月1日に発行された証明書イメージB及び令和7年1月1日に発行された証明書イメージAの2通を交付することになります。

＜申請・発行・交付のイメージ＞

